

# 日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の 改革について

平成17年11月25日  
経済産業省

# 1. 日本自転車振興会、日本小型自動車振興会の公益法人化

**日自振、日動振の組織形態については、より機動的な改革と自律した運営が可能となるように、公益法人化する。**

- ・国の関与については、刑法の賭博罪の特例であることを踏まえて求められる、公正性、公平性を確保するために必要最小限の範囲にとどめる。
- ・公益法人化に伴い設置されることとなる評議員会などの構成員に、**施行者である地方公共団体の関係者を含めることにより、法人の運営に地方公共団体の参画を得ることとする。**
- ・日本自転車振興会、日本小型自動車振興会の業務は、新たに設立され、その申出により全国で一つ(注)に限り指定される公益法人が行う。

(注) 競技の公正・円滑な実施や補助金の分配などの業務については、複数の機関が行うと公正性、効率性が損なわれるおそれがあることから、全国で一つに限り指定することが望ましい。

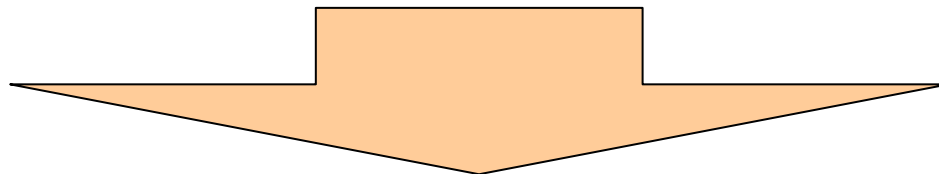


**自転車競技法及び小型自動車競走法を改正し、必要な制度の整備を行う。**

## 2. 日本自転車振興会と日本小型自動車振興会の統合

**統合により、総務部門及び補助事業における一定の間接経費の削減が見込まれるが、以下の点に留意する必要がある。**

- ・総務部門、補助部門の規模は小さいため、統合による効果は限定的。
- ・両振興会は国の資金は投入されていないため、統合に伴う効率化の効果の受益者は両競技のファン、施行者、選手等に限られるが、その全てが統合に反対。
- ・日自振と日動振が統合すれば、最終的には競輪の収益が一部オートレースにも使われる可能性があるため、競輪施行者や競輪選手の理解を得ることは困難であり、関係者の改革への意欲を下げるおそれもある。



**統合による効果が限定的なものにとどまること、日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会が中心となって構造改革に取り組んでいる時期であることから、両事業の改革の進展状況を踏まえて慎重に検討する。**

### 3. 補助事業の徹底した透明化

補助事業の徹底した透明化のために、  
以下の取組を行う。

産業構造審議会における審議、

意見聴取の廃止

第三者委員会による補助事業

の選定と事後評価

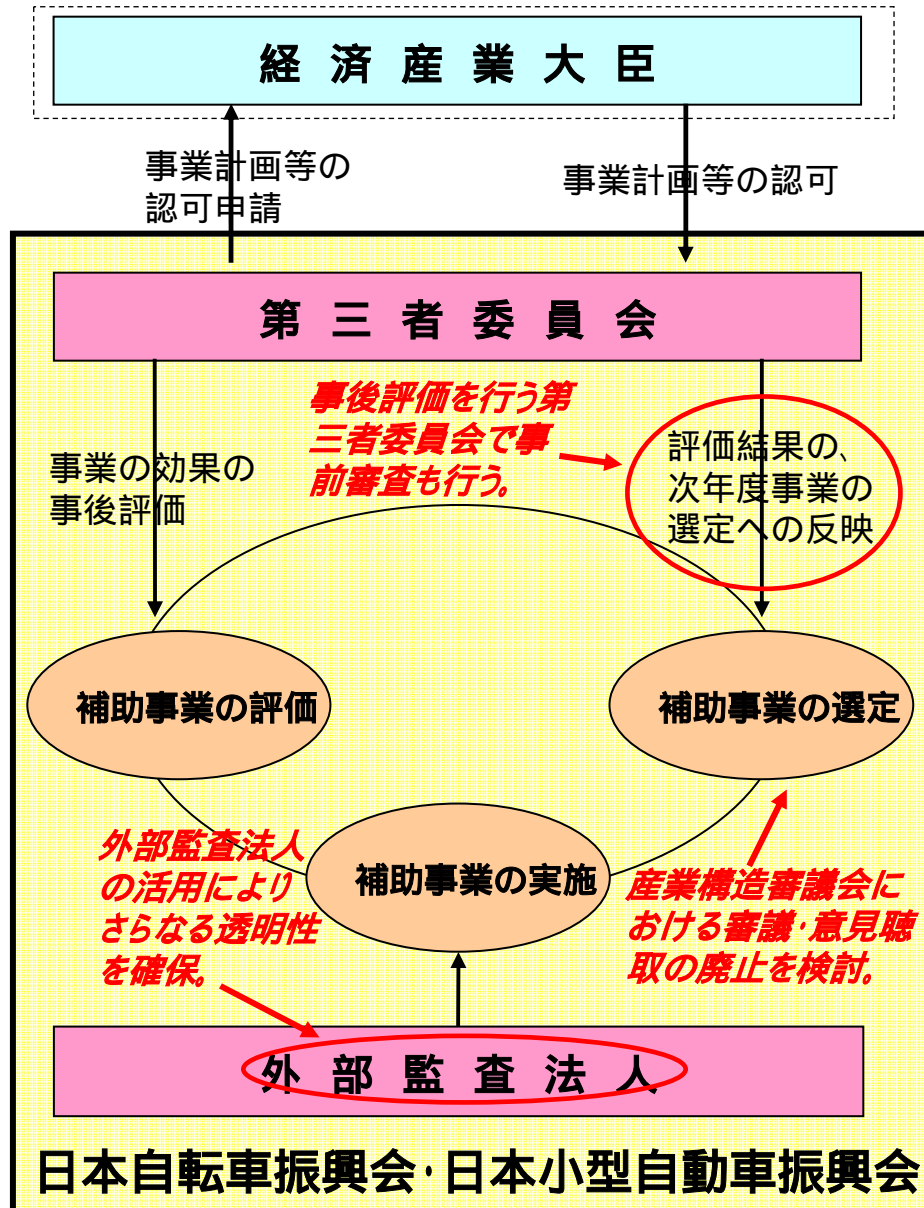
補助事業に対する外部監査の

強化

(両振興会自身には、すでに監査法人  
による監査がなされている。)

これらの全段階での情報開示

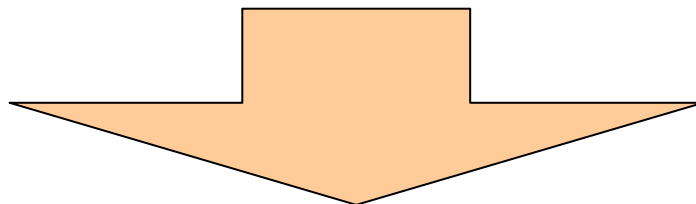
補助金適正化法の準用も検討



## 4. 競輪・オートレースの交付金制度の見直し

**競輪・オートレース全体の活性化のため、施行者の経営力の差に配慮し、その努力をより促進するような制度設計とする。**

- ・事業の経営状況は施行者によって大きく異なっており、それぞれの状況に応じたきめ細かい対応が必要。
- ・赤字施行者への対応については、平成14年に自転車競技法及び小型自動車競走法を改正し、計画の認定を受ければ交付金の納付が猶予される制度を創設しており、この制度の利用を促進する措置を講ずる。
- ・さらに、施設の改善などの積極的投資を促す交付金制度のあり方について、産業構造審議会車両競技活性化小委員会で検討し、今年度中に結論を得る予定。



**競技の活性化につながる交付金制度について検討し、本年度中に結論を得る。**